台風12号による被害にかかる 災害救助法の適用について

健康福祉部 地域福祉課 地域ケア推進係 福井・久保 **☎**0742-27-8503 内線 2812、2817

1. 災害の概要

台風12号による被害により、奈良県南部において多数の方が生命または 身体に危害を受け、または受けるおそれが生じており、避難して継続的に救 助を必要とすることから、県は災害救助法の適用を決定しました。

災害救助法	法適用日	被害の状況等
適用市町村		
五條市	平成23年9月2日	台風12号による被害により、多数の
宇陀郡御杖村		方が生命または身体に危害を受け、又
吉野郡吉野町		は受けるおそれが生じており、避難し
吉野郡下市町		て継続的に救助を必要としている。
吉野郡黒滝村		
吉野郡天川村		
吉野郡野迫川村		
吉野郡十津川村		
吉野郡川上村		
吉野郡東吉野村		

2. 今までにとられた措置

- ・避難所の設置 等
- ※他の市町村についても被害状況等を調査中であり、今後、災害救助法 適用市町村を追加することがあります。